

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月11日 午後1時31分～午後2時10分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 18名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条許可に係る転用計画変更の承認申請について

議案第27号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

4. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 野 田 一 徳  
3番 永 江 三 夫  
6番 中 村 正 治  
8番 加 藤 和 己  
10番 木 下 正 信  
12番 東 政 夫  
14番 倉 吉 大 作  
16番 田 崎 明  
18番 松 尾 京 子

議席番号 氏 名

2番 日 高 徳 久  
4番 江 崎 徳 光  
7番 河 野 順 大  
9番 岡 田 佳 子  
11番 松 藤 忠  
13番 長 岡 直 行  
15番 北 原 喜 博  
17番 前 原 新  
19番 徳 永 順 子

欠席委員（1名）

5番 河 野 和 夫

出席推進委員（18名）

座席番号 氏 名

21番 藤 木 茂 光  
23番 高 尾 芳 樹  
25番 山 下 勝 敏  
27番 大 塚 郁 久  
29番 松 尾 一 則  
31番 坂 梨 正 充  
34番 城 敬 介  
36番 平 木 啓 喜  
38番 宮 崎 和 道

座席番号 氏 名

22番 井 上 正 光  
24番 境 秀 作  
26番 釘 嶋 房 男  
28番 上 原 充  
30番 柿 原 典 典  
32番 河 野 通 成  
35番 野 中 勝 吉  
37番 渡 邊 哲 司  
39番 坂 口 昌 義

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 堤 和 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

## 午後1時31分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和4年10月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

[挨拶を述べる]

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号5番河野和夫委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、18名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号7番河野順大委員、同じく8番加藤和己委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の堤和美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

### ○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

特に問題はありません。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第24号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

現地を確認しましたが、何も問題はないと思いますので、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第24号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（野中）

先月の下旬に現地確認いたしましたところ、私、推進委員としましては何も問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第24号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

用途地域である第三種農地に宅地造成をするために転用するものです。

東、西、北は整理番号2番、3番において転用申請をされています。南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、水利委員、地元区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水は水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

10月6日に書類及び現地の確認を農地委員さんと一緒にやりましたけれども、問題ないと思われれます。慎重審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

10月6日、申請地の現地確認を行いました。農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

用途地域である第三種農地に資材置場及び通路を確保するために転用するものです。

東は整理番号1番、3番において転用申請されています。西は田、北は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、水利委員、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

これは、1枚の田を3筆に分筆して宅地申請してあるようですので、1番と同様に問題ないと思われました。審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

10月6日、現地確認を行っております。地元委員さんからありましたように、1番、3番と同じですね、1枚の田を転用するという申請であります。問題ないというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。



○事務局（堤）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

用途地域である第三種農地に隣接する住宅の敷地拡張をするために転用するものです。

東は宅地、西は整理番号1番、2番において転用、北は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、水利委員及び地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

これについても、先ほどの1番、2番同様に問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

これも10月6日、現地確認を行っております。農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。  
用途地域である第三種農地に共同住宅を建築するために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北は道路、南は境内地と畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承を得てあります。また、農地の管理上問題がありましたので顛末書を提出されています。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は公共下水道へ放流し、雨水排水は水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○22番（井上）

10月6日に現地並びに書類を確認いたしまして、特に問題はないと思われまます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

これも10月6日、現地確認を行っております。これも用途地域ということで、農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

住宅・公益的施設が連担する第三種農地に住宅を建築するために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北は宅地、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、水利委員及び地元区長から水路に油類を流すことを禁じることを条件として条件付き承諾を得てあります。また、農地の管理上問題がありましたので始末書を提出されています。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、水路へ放流します。

雨水排水も水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（山下）

現地確認の上、特に問題はありません。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

10月6日、現地確認を行っております。農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号6番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に住宅を建築するために転用するものです。東と北は譲渡人所有の農地、西は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、水路へ放流します。

雨水排水は水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○31番（坂梨）

10月6日に現地を確認しましたが、何も問題ないと思われましたので、皆様の御審議方よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（加藤）

これも10月6日、申請地の現地確認を行っております。農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号6番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号7番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に駐車場を拡張するために転用するものです。

東は道路、西は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、水利委員、地元区長、土地改良区役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水は水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○30番（柿原）

この議案については、番号7番で上段と下段とありますが、上段のものについては、どういふわけか農振地域になっておりまして、今回、農振除外の申請が下りたところでの許可申請となっております。この土地は宗教法人のお寺に門徒さんからの寄附ということで、何ら問題ないと思っておりますので、皆さんの御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

これも10月6日、現地確認を行っております。農地委員会としては問題ないというふうを考えております。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号7番を原案どおり承認することに決定

いたします。

事務局は、整理番号8番について説明してください。

**○事務局（堤）**

整理番号8番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に住宅を建築するために転用するものです。東、南、北は譲渡人所有の農地、西は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水は水路へ放流します。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○31番（坂梨）**

10月6日に現地確認をしましたが、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

**○農地委員（加藤）**

これも10月6日、現地確認を行っております。この8番のやつですけれども、前ページの3条の2番と同じ土地の一部になっております。残りの部分が3条のやつですけれども、ブドウを作るように計画をされているということです。

農地委員会としては、北側の園地も同じように耕作放棄地的な園地になっておりまして、同じ所有者ですので、できれば、北側の方に家を建ててもらって、この1424番の6は四角いままブドウを作られた方が農地としては有効に使えるんじゃないかというふうな意見も出ましたけれども、問題はないかなというふうに思われます。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号8番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号8番を原案どおり承認することに決定いたします。

ちょっと休憩取りますので。

午後1時59分 休憩

午後2時 再開

○議長（徳永）

再開します。

ここで提案いたします。議案第26号 農地法第4条許可に係る転用計画の変更について、議案第27号 農地法第5条許可に係る転用計画の変更については関連がございますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号 農地法第4条許可に係る転用計画の変更について、議案第27号 農地法第5条許可に係る転用計画の変更については、一括審議といたします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、説明をお願いいたします。

○事務局（堤）

議案第25号、第26号について一括して説明します。

農地法第4条及び第5条許可に係る転用計画変更の承認申請です。

令和元年の当初計画において事業期間、令和元年11月4日から令和4年10月31日までの一時

転用が申請され、許可を受けていました。この計画を変更され、事業期間を令和元年11月4日から令和5年10月31日に変更申請が提出されたものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

問題なしと思われますので、よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも10月6日、現地確認を行っております。一時転用を1年延長するという事ですので、問題ないかというふうに考えております。皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま議案第26号及び議案第27号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号 農地法第4条許可に係る転用計画の変更について、議案第27号 農地法第5条許可に係る転用計画の変更については、原案どおり承認することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

次に、議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第28号について説明をしてください。

○事務局（田中）



議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書6ページを御覧ください。周年契約は、田17万9,821平方メートル、畑1万4,167平方メートル、合計19万3,988平方メートルで、件数は49件、筆数は122筆となっております。

議案書7ページを御覧ください。期間借地は、田8,573平方メートルで、件数は1件、筆数は2筆となっております。

内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書17ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構への売渡しが1件となっております。内容につきましては各筆別明細のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第28号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第28号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（堤）**

報告1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借の解約が9件提出されております。内訳は設定7件、転用1件、所有権移転1件です。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何

か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（岡）

報告2号、使用貸借の解約通知について、使用貸借の解約が4件提出されております。内訳は4件とも設定になっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時10分 閉会